処遇については、教育訓練に必要な限度において、隊員に準じて政令で定める。

2　長官は、前項の場合においては、政令で定めるところにより、授業料を徴収することができる。

3　隊員以外の者に対する教育訓練の委託の手続は、政令で定める。

第百十五条の次に次の一条を加える。

（消防法の適用除外）

第百十五条の二　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第一項及び第十一条の規定は、自衛隊が第六章に定める行動に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、適用しない。

2　長官は、前項の規定にかかわらず、自衛隊が貯蔵し、又は取り扱う危険物について、消防法に準拠して貯蔵又は取扱に関する基準を定め、その他危険物による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第百十六条の二の次に次の一条を加える。

（食事の支給）

第百十六条の三　自衛隊の周知宣伝のため必要があると認めるときは、隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対し、防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十条の規定により隊員に支給される食事を適正な対価で支給することができる。

附則第十四項を次のように改める。

14　自衛隊は、当分の間、長官の命を受け、陸上において発見された不発弾その他の火薬類の除去及び処理を行うことができる。

附則中第十五項を削り、第十六項から第三十項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一を次のように改める。

別表第一

方面隊、管区隊及び混成団の名称	方面総監部、管区総監部及び混成団本部	
	名称	所在地
北部方面隊	北部方面総監部	札幌市
西部方面隊	西部方面総監部	熊本市
第一管区隊	第一管区総監部	東京都
第二管区隊	第二管区総監部	旭川市
第三管区隊	第三管区総監部	伊丹市
第四管区隊	第四管区総監部	福岡県筑紫郡春日町
第五管区隊	第五管区総監部	帯広市
第六管区隊	第六管区総監部	宮城県宮城郡多賀城町
第七混成団	第七混成団本部	北海道札幌郡豊平町
第八混成団	第八混成団本部	熊本市
第九混成団	第九混成団本部	青森市
第十混成団	第十混成団本部	三重県一志郡久居町

別表第三を次のように改める。

別表第三

航空総隊、航空方面隊、航空団及び管制教育団の名称	航空総隊司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部	
	名称	所在地
航空総隊	航空総隊司令部	東京都
北部航空方面隊	北部航空方面隊司令部	青森県上北郡大三沢町
中部航空方面隊	中部航空方面隊司令部	埼玉県入間郡武蔵町
第一航空団	第一航空団司令部	浜松市
第二航空団	第二航空団司令部	北海道千歳郡千歳町
第三航空団	第三航空団司令部	宮城県桃生郡矢本町
第四航空団	第四航空団司令部	宮城県桃生郡矢本町
輸送航空団	輸送航空団司令部	境港市
管制教育団	管制教育団司令部	宮城県桃生郡矢本町

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十条及び第二十条の四の改正規定、第二十条の三第二項を改め、同条を第二十条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定、第二十条の二を改め、同条の次に一条を加える改正規定、第二十一条、第二十六条第三項、第二十七条第三項及び第二十八条の改正規定並びに別表第一及び別表第三の改正規定は、各規定につき、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第百六十五号（昭三三・五・二四）

◎運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九号中「頒布し」を「作成し、頒布し」に改め、同項第二十九号を次のように改める。

二十九　倉庫業に関し、許下し、認可し、又は必要な命令をすること。

第四条第一項第四十四号の十一を次のように改める。

四十四の十一　観光事業を助成すること。

第六条第一項中第四号を削り、第四号の二を第四号とし、第四号の三を第四号の二とする。

第十七条第二項を削る。

第十九条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第二十一条に次の二項を加える。

3　海運局に、次長一人を置く。

4　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第二十二条第六号を次のように改める。

六　運輸省の所掌事務に関する調査一般に関すること。

第二十二条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　運輸省の所掌事務に関する統計の企画、普及及び整理に関すること。

第二十三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第二号の二を第二号とし、同項第十号中「海難救助の制度」を「遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度」に改め、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　船舶の航行の安全に関する事務の総合調整に関すること。

第二十三条第二項に次の一号を加え、同条第三項を削る。

四　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の規定による連合国財産である船舶の保全及び返還その他対外関係事務に係る船舶に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第二十四条第二項を削る。

第二十六条第一項第九号及び第十号を次のように改める。

九　倉庫業その他の保管事業に関する許可及び認可に関すること。

十　倉庫業その他の保管事業に関する料金又は寄託約款に関すること。

第二十六条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

第二十八条第一項第八号の五の次に次の一号を加える。

八の六　駐車場に関すること。

第二十八条第一項中第九号から第十三号までを次のように改め、第十三号の二から第十三号の四までを削る。

九　自動車の登録及び自動車抵当に関すること。

十　道路運送車両の整備及び検査に関すること。

十一　自動車車庫に関すること。

十二　自動車整備士の技能検定その他自動車整備士に関すること。

十三　自動車分解整備事業の認証、優良自動車整備事業者の認定その他自動車の整備事業に関すること。

第二十八条第一項中第二十四号を第二十四号とし、第十四号から第十九号までを四号ずつ繰り下げ、同項第十三号の次に次の四号を加える。

十四　軽車両及び自動車用代燃装置の生産並びに軽車両、自動車用代燃装置及び自動車車庫に関する工業標準に関すること。

十五　道路運送車両その他の道路運送及び通運の用に供する機械器具並びにこれらの使用及び整備に必要な機具及び物資の流通及び消費の改善、需給の調査及びあつ旋並びに配分に関すること。

十六　所掌事務に係る指定貨物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

十七　前各号に掲げるものの外、道路運送車両の使用及び保安に関すること。

第二十八条第三項中「第八号の五」を「第八号の六」に、「第十三号の四」を「第十七号」に改める。

第二十八条の二第一項第十号を次のように改める。

十　飛行場の設置及び管理（第十一号の二に掲げるものを除く。）並びに検査に関すること。

第二十八条の二第一項第十一号中「及び航空保安施設」を削り、同号の次に次の二号を加える。

十一の二　飛行場の建設、改良及び維持に関すること。

十一の三　航空保安施設の設置及び管理並びに航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。

第二十八条の二第一項第十四号の三の次に次の一号を加える。

十四の四　航空運送代理店業及び航空運送取扱業に関すること。

第二十八条の二第一項第十五号を次のように改める。

十五　航空機に関する事故の調査に関すること。

第二十八条の二第二項中「第五号から第七号まで、第十三号から第十四号の三まで」を「第十号から第十一号まで、第十三号から第十四号の四まで」に、「同項第二号から第四号まで、第八号から第十二号まで」を「同項第二号から第九号まで、第十一号の二から第十二号まで」に改める。

第二十八条の三第五号を次のように改める。

五　旅行あつ旋業に関すること。

第三十一条第三項中「及び八幡市」を「、八幡市及び茨城県那珂郡東海村」に改める。

第四十条第一項第二十一号中「及び臨港倉庫業」を削り、同項第二十二号の次に次の二号を加える。

二十二の二　臨港倉庫業に関する許可及び認可に関すること。

二十二の三　臨港倉庫業の発達、改善及び調整に関すること。

第四十条第二項第二号を次のように改める。

二　連合国財産の返還等に関する政令の規定による連合国財産である船舶の保全及び返還その他対外関係事務に係る船舶に関すること。

第五十一条第一項中第十一号から第十四号までを次のように改める。

十一　自動車の登録及び自動車抵当に関すること。

十二　道路運送車両の整備及び検査に関すること。

十三　自動車車庫に関すること。

十四　自動車整備士の技能検定その他自動車整備士に関すること。

第五十一条第一項第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二　自動車分解整備事業の認証、優良自動車整備事業者の認定その他自動車の整備事業に関すること。

十四の三　前各号に掲げるものの外、道路運送車両の使用及び保安に関すること。

第五十一条第一項第十六号を次のように改める。

十六　倉庫業（臨港倉庫業を除く。）に関する許可及び認可に関すること。

第五十一条第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　倉庫業（臨港倉庫業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

33. 8. 15

（大蔵省印刷局製造）